

政策整理番号	6	施策番号	4	評価シート(B) (施策評価:施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 食と暮らしの安全推進課	関係部課室		
政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 2 - 1	
施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保			
施策概要	県民すべてが安心して健康に生活できるよう、安全で衛生的な生活環境の一層の確保と、食の安全安心確保に向けた取り組みを行います。					
政策評価指標 / 達成度	食の安全安心取組宣言者数	B				

達成度:A(目標値を達成している),B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している)...(現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果					活動(事業) によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段(内容) (何をしたのか)	業績指標名(単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的(意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名(単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費(決算(見込)額,千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	食品検査体制強化事業(食品危機管理対策事業) 【食と暮らしの安全推進課】	県内に流通する食品	残留農薬等の検査を強化する。	分析実績数(項目)	140 11,469 81.9	221 14,886 67.4	329 16,524 50.2	350項目の農薬・動物用医薬品について一斉分析法を開発する。	達成率(%)	40	63	94
2	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業 【食と暮らしの安全推進課】	県内の消費者・事業者	消費者モニター制度事業及び食の安全安心取組宣言事業(生産者・事業者)等の普及啓発を図った。	みやぎ食の安全安心地方懇談会参加者数(人)	128 9,421 73.6	168 8,076 48.1	300 7,571 25.2	生産者・事業者自らが食の安全安心の確保に向けた取組を行った。	自主基準設定・公開事業者・生産者数(者)	1,783 58	2,051 65,693	2,670 65,721
3												
4												
5												
事業費計(千円)					20,890	22,962	24,095					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>〔評価の根拠〕 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・食の安全安心については、県民生活に直結するものであることから、県民の関心も高く、各事業は、その確保のために必要な事業であり、事業間での矛盾等もなく、「適切」と判断した。</p>	<p>〔評価の根拠〕 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・各事業の成果指標の推移から見て、自主基準公開生産者・事業者の拡大にはさらなる事業の推進が必要であるものの、各事業とも成果を上げており、施策目的の実現の方向に進捗していることから、「概ね有効」と判断した。</p>	<p>〔評価の根拠〕 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・各事業は、単位当たり事業費が低減されており、おおむね効率的に実施されていると判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>〔評価の根拠〕 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・食の安全安心の確保のために必要な事業が設定されているとともに、成果指標及び政策評価指標の達成状況から見て成果を上げており、また、おおむね効率的に実施されていると判断されることから、事業の設定及び推進は、「概ね適切」に行われていると判断する。</p>
<p>〔施策の次年度(平成20年度)の方向性〕 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・食の安全安心の確保のために継続実施し、県民ニーズに応えていく。 ・消費者、生産者・事業者及び行政の協働が必要であることから、各主体が参画する機会の設定・活用により、さらなる普及啓発を図る必要がある。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>〔国、市町村、民間団体との役割分担は適切か〕 〔施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か〕 〔事業間で重複や矛盾がないか〕</p>	<p>〔成果指標の推移から見て、事業の成果があったか〕 〔施策目的の実現に貢献したか〕</p>	<p>〔事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)〕</p>
H18年5月に施行されたポジティブリスト制度に適切に対応するために必要な事業である。	成果指標は過年度より大きく向上し成果が上がった。	単位当たりの事業費が低減し、効率的な事業実施が図られた。
食の安全安心の確保のためには、消費者、生産者・事業者及び行政が協働する必要があり、それぞれの役割分担の下で実施されている本事業は、みやぎ食の安全安心推進条例の趣旨からも、適切・妥当である。	食の安全安心に係る自主基準公開生産者・事業者がともに増加しており、成果が上がっているほか、事業実施の中で多くの消費者、生産者・事業者等に本事業の普及・啓発が図られ、裾野の拡がりにつながっている。	単位当たりの事業費が低減し、効率的な事業実施が図られたと判断されるものの、食の安全安心の確保に関する共通認識が、消費者、生産者・事業者等に浸透するためにはまだ時間が必要である。

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
	「宮城の将来ビジョン」における位置づけ
取組番号	取組名
維持	食品の安全対策に対する県民ニーズが継続して見込まれることから次年度も引き続き同程度の事業内容で実施する。
維持	食の安全安心の確保のためには、消費者、生産者・事業者及び行政が協働し、県全体で取り組む必要があることから、引き続き施策の推進が必要である。
取組7	地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

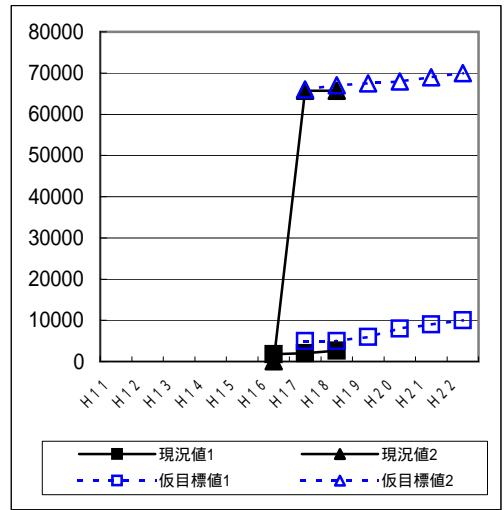
6

施策番号

4

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 2 - 1
施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保		

政策評価指標		単位						
食の安全安心取組宣言者数		者						
目標値	H17	5,000 66,000	H22	10,000 70,000				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16					H16	H17	H18
現況値	(事業者)	1,783				1,783	2,051	2,670
	(生産者)	58				58	65,693	65,721
仮目標値						3,000	5,000	5,000
						66,000	66,000	67,000
達成度						B	B	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

県では現在、「みやぎ食の安全安心推進条例(平成16年4月施行)」に基づき、消費者、生産者・事業者及び県の協働した取組として「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進している。
 「県民総参加運動」では、生産者・事業者が、食の安全安心に関する取組についての自主基準を自ら設定し、それを消費者に公開する「食の安全安心取組宣言」を実施しており、政策評価指標としては、自主基準を設定し公開する「食の安全安心取組宣言者(生産者・事業者)数」とする。

政策評価指標の選定理由

・「食の安全安心宣言」は、生産者・事業者が県のガイドラインを参考に、食の安全安心に関する日頃の取組について、自ら基準を設定し、消費者に公開しながら、食の安全安心に取り組むもので、「生産者・事業者の安全で安心できる食品を提供する責務を果たすという生産者・事業者の意識の高揚を図ること。生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えること。消費者に食品等の選択の目安を提供すること。」をその目的とするもので、食の安全安心取組宣言者が増えれば、衛生管理等の意識の高い生産者・事業者及び消費者が食品等を選択する際の目安が増えることとなり、条例が目指す食品の安全性及び信頼性の確保につながるものとする。
 ・また、従来は生産者の目標数値を設定していなかったが、「県民総参加運動」の定着のためには、消費者の最も関心の高い生産者が取組宣言することが重要であるため、今回新たに生産者の目標数値を設定することとした。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・生産者については、達成率が90%超となり、伸び率が低下してきている。
 ・事業者については、さらなる普及・啓発が必要と思われるものの、中規模事業者の中には、食の安全安心の確保対策を推進するための人員・組織体制等の整備が必要な場合も見られるように思われる。
 ・今後も引き続き、消費者、生産者・事業者及び行政の協働による事業となるよう施策を推進していく。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・本指標は、直接食品等の安全安心を担保する指標ではないものの、食の安全安心の確保のためには、消費者、生産者・事業者及び行政が協働し、県全体で取り組む必要があることから、この指標を通して、生産者・事業者の安全安心意識の高揚を見て取ることができ、また、消費者による食品等の選択の目安を提供することにもなることから、おおむね妥当な指標であると考えられる。